

(趣旨)

第 1 条 この規約は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第 6 条の規定により、秋田市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 「秋田市公共交通政策ビジョン（仮称）」（以下「ビジョン」という。）の作成および変更に関する事項
- (2) ビジョンの実施にかかる連絡調整に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金等に関する事項
- (4) 市運営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 学識経験者として委嘱された委員以外の委員は、協議会に代理人を出席させることができる。

(特別の議決)

第 4 条 第 2 条第 1 号および第 2 号に掲げる事項において、議決を要する事項については、出席委員の 3 分の 2 以上で決する。

(協議結果の取扱い)

第 5 条 協議会において協議が調った事項について、協議会の構成員はそ

の協議の結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第6条 会長は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて、分科会を設置することができる。

2 分科会は、秋田市地域公共交通協議会設置要綱第2条に定める構成員、その他協議会が必要と認める者をもって構成する。

3 分科会は、必要があると認めるときは、会議の委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年9月 日から施行する。